

22年4月1日スタート!

中小企業

育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金

ひょうご仕事と生活センターでは、育児休業・介護休業の取得を促進するとともに、休業者が職場復帰しやすい環境の整備を図り、仕事と生活のバランスの実現を目指すため、平成22年4月1日から新しい助成金制度をスタートします。

◆ 助成金のしくみ ◆

常時雇用する従業員数が300人以下の企業の20人以下の事業所において、育児休業・介護休業取得者の代替要員を新たに確保し、かつ、休業取得者が原職等に復帰した場合に助成金を支給します。

支給額：代替要員の賃金の1/2

(月額上限10万円、総額上限100万円、1事業所年間2人まで)

※派遣労働者の場合は、基本給相当額の1/2を支給します

◆ 適用日 ◆

平成21年6月3日以降に育児休業または介護休業を開始し、22年4月1日以降に職場復帰した労働者の代替雇用に適用します。

◆ 助成金の申請方法 ◆

まず、対象労働者の代替雇用が決定した旨を「ひょうご仕事と生活センター」あてに所定の様式により提出してください。

対象労働者が職場復帰した日の翌日から3か月以内に「助成金支給申請書」をご提出いただきます。

なお、兵庫労働局が実施している「中小企業子育て支援助成金」の支給対象となる場合は、この「育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金」の支給対象とはなりません。

詳しくは、下記までお問い合わせください。



◆ お問い合わせ ◆

ひょうご仕事と生活センター

078-381-5277

兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課 078-341-7711(内線 3776)



(ひょうご仕事と生活センターでは、企業内での「仕事と生活のバランス」の推進に関するあらゆる相談に専門家がお答えしています。ぜひご利用ください。)



◆ 対象労働者 ◆

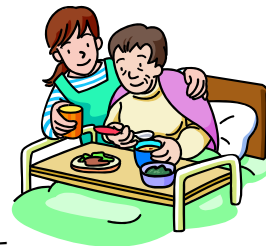
次のすべてに該当する方の代替要員を雇用した場合に助成金を支給します。

- (1) 同一企業に引き続き1年以上常用雇用された者であること
※「常用雇用」とは、1年以上の雇用で1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度(30時間以上)である雇用です
- (2) 県内事業所に勤務していること
- (3) 育児休業期間が3か月以上(介護休業の場合は1か月以上)あること

◆ 支給対象事業主 ◆

次のすべてに該当する事業主に助成金を支給します。

ただし、認可保育所、私立幼稚園、介護サービス施設等、法令上の人員配置基準のある施設のうち、基準を超えていない施設は対象外です。



- (1) 常時雇用する従業員が300人以下であること
- (2) 常時雇用する労働者20人以下の県内事業所において、育児休業・介護休業取得者の代替要員を新たに確保すること
- (3) 育児休業・介護休業取得者を原職等に復帰させたこと
- (4) 多様な労働条件の整備など、労働者が職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な雇用環境の整備に努めていると認められること
※具体的には次のことを指します。
 - ① 育児休業・介護休業について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること
 - ② 育児休業・介護休業取得者の原職等への復帰について、労働協約又は就業規則に規定していること
 - ③ 労働関係法令の重大な違反を行っていないこと
 - ④ 過去3年間に悪質な不正行為により本来受けることのできない本県の助成金等を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置がとられていないこと
- (5) 雇用保険の適用事業主であること
- (6) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でないこと
- (7) 国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でないこと
- (8) 県税全税目の滞納がないこと

◆ 申請期間 ◆

平成21年6月3日以降に育児休業または介護休業を開始し、22年4月1日以降に職場復帰した労働者が職場復帰した日の翌日から3か月以内に「助成金支給申請書」をご提出いただきます。

◆ 代替要員の採用決定報告 ◆

対象労働者の代替要員雇用が決定次第すみやかにひょうご仕事と生活センターあて提出してください(所定様式あり)。